

○「税制非適格新株予約権等行使請求書モデル」および「税制非適格新株予約権等行使請求通知書モデル」の制定について

平成 23 年 8 月 26 日
全国株懇連合会理事会決定

平成 23 年 6 月 30 日に施行された租税特別措置法施行令により、税制非適格の新株予約権等の行使により取得する上場株式等について、特定口座で取り扱うことができることとなりました（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 12 号ニ）。

そこで、税制非適格の新株予約権等が行使された場合に上場株式等が記録される証券会社において、当該上場株式等の特定口座の受け入れが可能であることを確認するため、日本証券業協会との協議により、当該税制非適格の新株予約権等の行使がなされる都度、発行会社が税制非適格新株予約権等行使請求通知書を作成して当該行使により上場株式等が記録される証券会社に送付することとし（添付のスキーム図参照）、その書式として「税制非適格新株予約権等行使請求書モデル」および「税制非適格新株予約権等行使請求通知書モデル」を定めましたので、ご通知いたします。

注 1：税制非適格の新株予約権等とは、租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権等（いわゆる税制適格ストックオプション）以外の新株予約権等をいう。

注 2：証券会社に対して、「税制非適格新株予約権等行使請求通知書」の送付を要するのは、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に与えられた、租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権等以外の新株予約権等であって、当該新株予約権等の権利行使請求が発行会社に対して行われた場合である。したがって、同通知書は、税制非適格の新株予約権等の典型的なケースである所得税法施行令第 84 条第 1 号から第 4 号に規定する新株予約権等の権利行使

があった場合を前提とした文言を同通知書表面のなお書きに記載しているが、同号に規定する新株予約権等に該当しない場合であってもその旨を証券会社に連絡するために当該なお書きを変更することなどにより通知を行うことは必要である（同通知書の裏面の（ご注意）3. 参照）。なお、権利行使請求が口座管理機関である証券会社に行われる新株予約権等（振替制度の対象である新株予約権等や株主割当型新株予約権等）については、当該通知は不要である。

注3：指定口座について特定口座開設手続きが完了している場合には、新株予約権者からの申出がない限り、特定口座での取扱いになるが、新株予約権者が特定口座での取扱いを希望しない場合には、発行会社にその旨を申し出る。その結果、一般口座での取扱いとなった上場株式等については、当該新株予約権者の特定口座へ受け入れられないことに留意する。なお、あらかじめ「税制非適格新株予約権等行使請求書」に特定口座の取扱いを希望するか否かの確認欄を設けることにより、当該申出に替えることができる。

注4：「税制非適格新株予約権等行使請求通知書」により通知する際には、当該通知書に設けられている特定口座の取扱いを希望するか否かの確認欄を用いることに替えて、新株予約権者によって特定口座での取扱いを「希望しない」旨の明示があった場合のみ、発行会社から証券会社へ当該「希望しない」旨を通知するといった実務運用を行うことが考えられる。

以上

(ご注意)

※ 本雛形は、租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権等以外の新株予約権等の行使をする際に使用してください。

1. 発行回号ごとにそれぞれ別の請求書をご使用ください。
2. 新株予約権等の行使にあたっては、権利行使に係る合計払込金額を「新株予約権等付与契約に関する細則」に規定する取扱銀行の振込口座にお振込みのうえ、銀行確認印の押印を受けて（又は振込票等を添付して）ください。
3. 氏名・住所の記入欄には、証券保管振替機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
4. 新株予約権等の行使により取得する上場株式等については、当該新株予約権等が所得税法施行令第 84 条第 1 号から第 4 号の規定に該当するものである場合には、特定口座で取扱うことができます。このため、指定口座について特定口座開設手続きが完了している場合には、付与者からの申し出がない限り、特定口座での取扱いとなります。特定口座での取扱いを希望しない場合には、新株予約権等の発行会社までその旨お申し出ください。なお、指定口座について特定口座開設手続きが完了していない場合、特定口座での取扱いはできませんのでご注意ください。
5. 新株予約権等行使の効力は、払込金が払込取扱銀行に振込まれ、本請求書が会社に到着したことを確認したときに生じます。
6. 新株予約権等の行使により交付される振替株式は、原則として新株予約権等行使の効力が生じた日の翌営業日から起算して 4 営業日目に振替口座簿に記録されます。
7. 新株予約権等の行使時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、不利益が生じる可能性があります。そのため株主確定日間際の新株予約権等の行使は避けてください。(注)
8. 新株予約権等行使請求後は取消しできません。

(注) 割当契約等において、基準日直前の権利行使が制限されている場合はその旨を記載する。

以 上

税制非適格新株予約権等行使請求通知書

●●証券会社 御中

会社名 _____

担当部署 _____

担当者 _____ (印)

電話番号 _____

新株予約権等付与者につき、以下のとおり権利行使が行われましたので、ご通知申し上げます。

なお、権利行使された新株予約権等は、所得税法施行令第84条第1号から第4号のいずれかの規定に該当します。

1. 権利行使請求人に係る情報

権利行使者	氏名 _____																		
郵便番号	_____					(電話番号	_____					_____)							
住所	_____																		
振替株式の交付先の口座 (加入者口座コード)																			

2. 行使された権利に係る情報

新株予約権等行使した日	平成 年 月 日		
新株予約権等の内容			
付与決議の年月日			
行使した新株予約権等の数			個
行使請求株式数			株
対象銘柄	●●株式会社 普通株式 (コード: ●●●●)		
1株当りの権利行使価格	円	合計払込金額	円
特定口座での取扱い	<input type="checkbox"/> 希望する		<input type="checkbox"/> 希望しない

裏面のご注意をご参照のうえ、ご記入、ご捺印ください。

(備考・連絡欄)

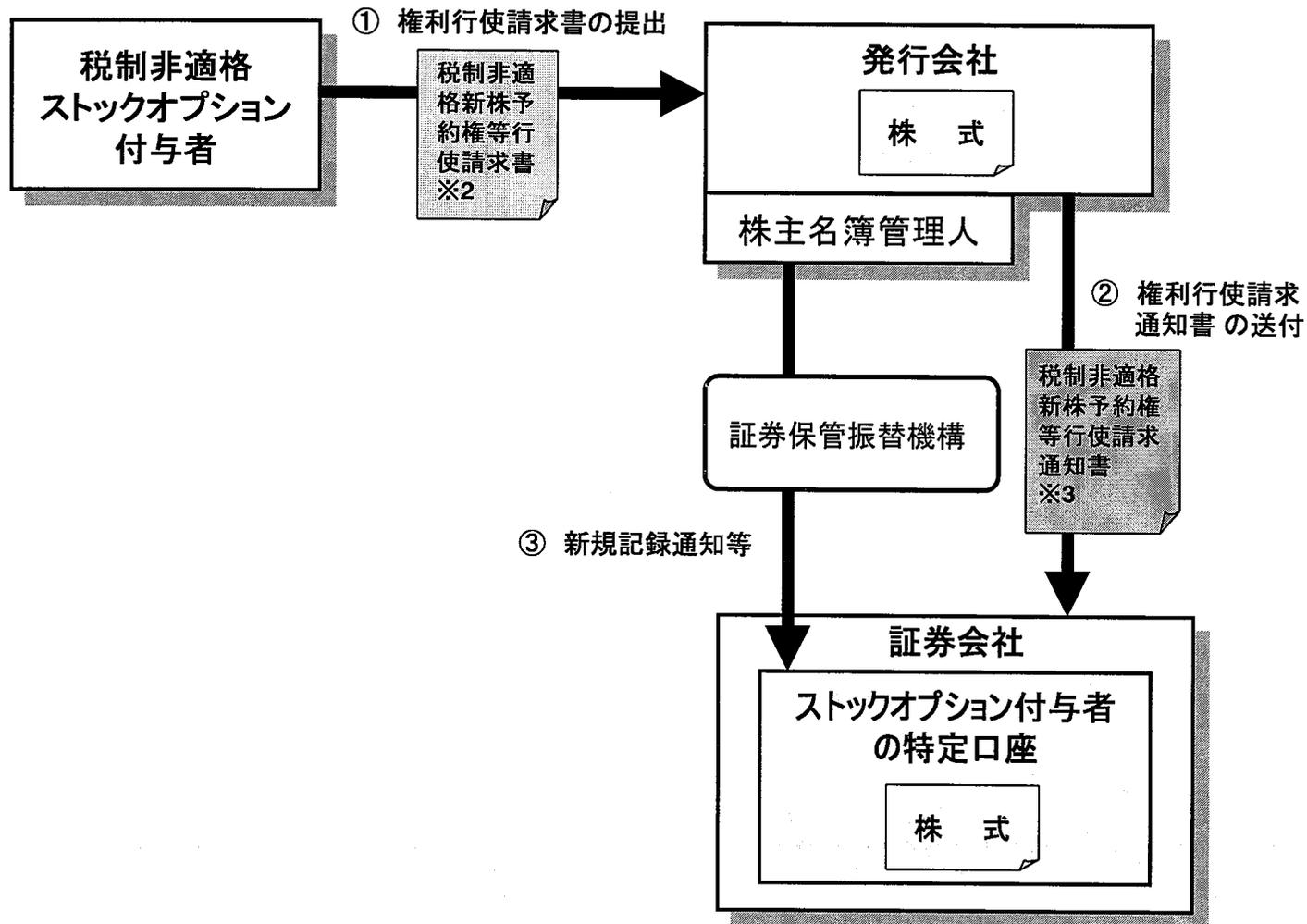
(ご注意)

※ 本通知は、租税特別措置法第 29 条の 2 に規定する新株予約権等以外の新株予約権等の権利行使が行われた場合に、当該権利行使が行われた情報につき、発行会社から証券会社へ通知する際に使用してください。

1. 発行回号ごとにそれぞれ別の通知書をご使用ください。
2. 氏名・住所の記入欄には、証券保管振替機構が定める統一文字集合及び統一文字コードに基づいて記入してください。
3. 当該行使された権利が、所得税法施行令第 84 条第 1 号から第 4 号に規定するものに該当しない場合には、その旨を証券会社にお伝えください。
4. 新株予約権等付与者が権利行使請求を行う際に、当該権利行使により取得する上場株式等について、特定口座での取扱いに関する特段の申し出がなかった場合には「希望する」欄に、特定口座での取扱いを希望しない申し出があった場合には「希望しない」欄にチェックをしてください。

以 上

税制非適格ストックオプション※1の行使により取得する上場株式等の特定口座への受入れスキーム



※1 租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第12号ニに規定する権利をいう。

※2 「税制非適格新株予約権等行使請求書」参照

※3 「税制非適格新株予約権等行使請求通知書」参照